

(以下は、名古屋高等裁判所平成23年(ネ)第866号事件の原審(名古屋地方裁判所豊橋支部平成19年(ワ)第312号遺留分減殺請求事件)判決の全文である。)

主 文

- 1 被告らは、原告 α に対し、別紙財産目録記載の番号Aの1ないし20の不動産について、それぞれ平成17年1月28日遺留分減殺を原因とする共有持分1億0160万7300分の310万6037の所有権一部移転登記手続をせよ。
- 2 原告 α と被告らとの間において、同原告が別紙財産目録記載の番号Aの21ないし23の不動産について、それぞれ1億0160万7300分の310万6037の共有持分を有することを確認する。
- 3 原告 α と被告らとの間において、同原告が別紙財産目録記載の番号B4-4の郵便貯金債権及び別紙財産目録記載の番号C1, 2の証券について、それぞれ88万6100分の2万7087の準共有持分を有することを確認する。
- 4 被告らは、原告 α に対し、それぞれ5万0190円(合計15万0570円)を支払え。
- 5 被告らは、原告 β に対し、別紙財産目録記載の番号Aの1ないし20の不動産について、それぞれ平成17年1月28日遺留分減殺を原因とする共有持分1億0160万7300分の621万2074の所有権一部移転登記手続をせよ。
- 6 原告 β と被告らとの間において、同原告が別紙財産目録記載の番号Aの21ないし23の不動産について、それぞれ1億0160万7300分の621万2074の共有持分を有することを確認する。
- 7 原告 β と被告らとの間において、同原告が別紙財産目録記載の番号B4-4の郵便貯金債権及び別紙財産目録記載の番号C1, 2の証券について、それぞれ88万6100分の5万4174の準共有持分を有することを確認する。

- 8 被告らは、原告βに対し、それぞれ10万0381円（合計30万1143円）を支払え。
- 9 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 10 この判決の第4、第8項は仮に執行することができる。
- 11 訴訟費用は、これを4分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは、原告αに対し、別紙財産目録記載の番号Aの1ないし20の不動産について、それぞれ平成17年1月28日遺留分減殺を原因とする共有持分1億0160万7300分の562万8315の所有権一部移転登記手続をせよ。
- 2 原告αと被告らとの間において、同原告が別紙財産目録記載の番号Aの21ないし23の不動産について、それぞれ1億0160万7300分の562万8315の共有持分を有することを確認する。
- 3 原告αと被告らとの間において、同原告が別紙財産目録記載の番号B4-4の郵便貯金債権及び別紙財産目録記載の番号C1、2の証券について、それぞれ20分の1の準共有持分を有することを確認する。
- 4 被告らは、原告αに対し、32万5025円を支払え。
- 5 被告らは、原告βに対し、別紙財産目録記載の番号Aの1ないし20の不動産について、それぞれ平成17年1月28日遺留分減殺を原因とする共有持分1億0160万7300分の625万3638の所有権一部移転登記手続をせよ。
- 6 原告βと被告らとの間において、同原告が別紙財産目録記載の番号Aの21ないし23の不動産について、それぞれ1億0160万7300分の625万3638の共有持分を有することを確認する。

7 原告βと被告らとの間において、同原告が別紙財産目録記載の番号B4-4の郵便貯金債権及び別紙財産目録記載の番号C1, 2の証券について、それぞれ18分の1の準共有持分を有することを確認する。

8 被告らは、原告βに対し、36万1139円を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原・被告らの父γ（以下「亡父」という。）が、被告δに生前贈与し、また遺産をすべて妻であるεに遺贈する旨の自筆証書遺言をして死亡したが、上記生前贈与及び遺言により、遺留分を侵害されたとする原告らが、原告β及び被告らの母であるεに対し、遺留分減殺請求の意思表示をしたところ、εが死亡したため、その相続人である被告らに対して、遺留分減殺請求として亡父の不動産等の遺産について持分移転登記手続等を求める事案である。なお、原告αは、亡父の非嫡出子であるが、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする民法900条4項ただし書の規定は法の下での平等を定める憲法14条1項に反して無効であると主張して、これを前提とした遺留分割合を主張している。

2 前提事実（当事者間に争いがないか証拠上容易に認められる）

(1) 亡父は、平成16年4月1日死亡し、相続が開始した。

(2) 亡父の法定相続人は、別紙相続人関係図記載のとおり、妻であるε、亡父とεとの間の子である原告α、亡父とεとの間の子である被告δ（長男）、同η（二男）、原告β（三男）及び被告θ（四男）である。

(3) 亡父の平成元年7月17日付け自筆証書遺言には「全財産を妻に相続人とする」旨記載されている。

(4) 原告らはεに対し、前記遺言による遺贈は原告らの遺留分を侵害するとして、原告αにつき平成17年1月28日到達の書面で、原告βにつき同月27日到達の書面で、それぞれ遺留分減殺の意思表示をした。

(5) 原告らは被告δに対し、被相続人の被告δに対する生前贈与は原告らの遺留分を侵害するとして、平成17年11月24日付け申立ての遺留分減

殺調停において、それぞれ遺留分減殺の意思表示をした。

- (6) ε は、平成18年9月19日死亡し、その法定相続人は、被告ら及び原告 β の4名である。

3 原告らの主張

(1) 亡父の遺産について

亡父の遺産は、別紙財産目録記載の番号AないしCの不動産、預貯金及び証券であり、不動産を除く遺産の評価額は同目録の各金額欄に記載のとおりである。

(2) 被告 δ の特別受益

被告 δ は亡父から、生前、別紙財産目録記載の番号Zの不動産、預貯金払戻金の贈与を受けており、不動産を除く特別受益の評価額は同目録の各受益金額欄に記載のとおりである。

(3) 原告 α の遺留分

原告 α は、非嫡出子であるため、民法上、遺留分は36分の1となるが、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法900条4号ただし書の規定は、非嫡出子自身には何の責任もないのに親の相続において不平等に扱うのは不当な差別というほかなく、法の下での平等を定める憲法14条1項に反しており、無効である。よって、原告 α の遺留分は20分の1である。なお、原告 β については、民法の規定に従い18分の1の遺留分を請求する。

- (4) よって、原告らは被告らに対し、遺留分減殺請求権に基づき、原告 α につき20分の1、原告 β につき18分の1にそれぞれ相当する物件又は価額の返還を求める。

4 被告らの認否及び反論

(1) 亡父の遺産について

別紙財産目録記載の番号B4-4の定額貯金が亡父の遺産であることは

不知。その余の同目録記載の財産が遺産であること、不動産を除く遺産の評価額が同目録の各金額欄に記載のとおりであることは認める。

(2) 被告δの特別受益

被告δが亡父から、生前、別紙財産目録記載の番号Z1-1ないし6の不動産の贈与を受けていることは認め、同番号Z1-7, 8の預貯金払戻金の贈与については否認する。同預貯金払戻金のうち同番号Z1-7は病院の費用等に支出し、同番号Z1-8は葬儀費用に充てられたものである。

(3) 原告αの遺留分について

同原告の主張は争う。同原告の遺留分は36分の1である。

第3 当裁判所の判断

1 遺留分算定の基礎となる財産について

(1) 亡父の遺産の範囲

ア 別紙財産目録記載の番号A1ないし23の不動産、同目録記載の番号B1ないし4のうち、B4-4を除く預貯金、同目録記載の番号C1, 2の証券が亡父の遺産であることは当事者間に争いが無い。

イ 証拠(甲6の4)によれば、同目録記載の番号B4-4の定額貯金は亡父の遺産であると認められ、これに反する証拠はない。

(2) 被告δの特別受益

ア 別紙財産目録記載の番号Z1-1ないし6の不動産が被告δの特別受益であることは当事者間に争いが無い。

イ 証拠(乙1)によれば、同目録記載の番号Z1-7, 8の払戻金は亡父の葬儀費用等の支払に充てられたことが窺われ、これが被告δに対する特別受益であると認めるに足りる証拠はない。

(3) 遺留分算定の基礎となる財産の評価

ア 鑑定人ιの鑑定結果(第1, 2回)によると、別紙財産目録記載の番号A1ないし20の不動産の相続開始時の時価合計は1億0153万800

0円、同番号A21ないし23の不動産の同時価合計は6万9300円であり、同目録記載の番号Z1-1ないし6の不動産の同時価合計は1095万9000円であると認められ、これに反する証拠はない。

イ 別紙財産目録記載のその余の遺産及び特別受益の評価額は別紙財産目録の金額欄記載のとおりである（争いが無い）。

ウ したがって、遺留分算定の基礎となる財産の評価額は、亡父の遺産の評価額である1億0906万0859円（以下計算式において「a」という。）に被告δに対する特別受益評価額である1095万9000円を加えた1億2001万9859円（以下の計算式において「A」という。）となる。

2 原告αの遺留分について

原告αは亡父の非嫡出子であるから、その遺留分は36分の1である。この点に関して、原告は、民法900条4号ただし書きの規定（以下「本件規定」という。）は法の下での平等を定める憲法14条1項に反しており、無効である旨主張する。ところで、本件規定の立法理由は、現行民法が法律婚主義を採用していることから、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優遇してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものであると解されるのであり、その立法理由には合理的な根拠があり、本件規定が上記立法理由との関連において著しく不合理であって、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできないから、本件規定が合理的な理由のない差別とはいえず、憲法14条1項に反するものとはいえない（最高裁平成7年7月5日大法廷決定・民集49巻7号1789頁）。したがって、原告αの遺留分は36分の1である。

3 以上を前提に原告らの遺留分侵害の有無程度について検討する。

(1) 原告らの遺留分額

ア 原告αにつき

$A \times 1 / 36 = 333$ 万 3885 円（円未満四捨五入，以下同じ）（以下の計算式において「B」という。）

イ 原告 β につき

$A \times 1 / 18 = 666$ 万 7770 円（以下の計算式において「C」という。）

(2) 遺留分侵害者

ア ε の遺留分額は $A \times 1 / 4 = 3000$ 万 4965 円となること，同人の相続取得額がこれを超えることは明らかであるから，原告らの遺留分を侵害することになる。

イ 被告 δ の遺留分額は原告 β と同様 666 万 7770 円となること，同人の上記特別受益額（ 1095 万 9000 円）がこれを超えることは明らかであるが，原告らの遺留分減殺の対象は ε の相続取得財産をもってすれば足りるから，被告 δ の特別受益は減殺の対象とならない。

(3) 原告らは，亡父の遺産について何も取得していないから，上記遺留分額がそのまま遺留分侵害額となること， ε の相続取得にかかる上記各財産に対する遺留分減殺請求の結果は，以下のとおりとなる。

ア 原告 α につき

① 預貯金解約金（別紙財産目録記載のB1ないし4-3）に対し

656 万 7459 円 $\times B / a = 20$ 万 0761 円

② 不動産（別紙財産目録記載のA1ないし23）に対し

1 億 0160 万 7300 円 $\times B / a = 310$ 万 6037 円

③ 定額貯金及び証券（別紙財産目録記載のB4-4，C1，2）に対し

88 万 6100 円 $\times B / a = 2$ 万 7087 円

イ 原告 β につき

① 上記預貯金解約金に対し

656 万 7459 円 $\times C / a = 40$ 万 1522 円

② 上記不動産に対し

$$1\text{億}0160\text{万}7300\text{円} \times C / a = 621\text{万}2074\text{円}$$

③ 上記定額貯金及び証券に対し

$$88\text{万}6100\text{円} \times C / a = 5\text{万}4174\text{円}$$

4 以上の検討によると、遺留分減殺請求権に基づき、

- (1) 原告 α は、遺産である上記預貯金解約金について20万0761円を、上記不動産について1億0160万7300分の310万6037の共有持分割合を、上記定額貯金及び証券について88万6100分の2万7087の準共有持分割合を取得することとなる。
- (2) 原告 β は、遺産である上記預貯金解約金について40万1522円を、上記不動産について1億0160万7300分の621万2074の共有持分割合を、上記定額貯金及び証券について88万6100分の5万4174の準共有持分割合を取得することとなる。
- (3) ところで、 ε の原告らに対する上記預貯金解約金に関する返還義務は相続により当然分割債務となるから、被告ら各人が相続により負担すべき金員は法定相続分（各4分の1）に応じた分割債務となる。したがって、被告らはそれぞれ、原告 α に対し5万0190円（20万0761円 \times 1/4）ずつ、原告 β に対し10万0381円（40万1522円 \times 1/4）ずつ支払わなければならない。

5 したがって、遺留分減殺請求の相手方 ε の地位を相続した被告らに対する原告らの本訴請求は、上記の限度で理由があるから認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

(別紙添付省略)